

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

法人名：株式会社クラフト
代表取締役：坂本 智絵
所在地：〒104-0054 東京都中央区勝どき5丁目3番1号 KACHIDOKI THE TOWER 1812
TEL：03-6327-4856

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商） 第2772号

また当社団は、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入（会員番号：012-02680）しております。

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の社債、株式、新株予約権、内外の投資信託、外国為替証拠金取引及び日経平均株価指数の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の契約区分に従い助言を行い、お客様から、契約区分に基づいて助言報酬をいただきます。

契約区分	報酬額	助言の方法等
------	-----	--------

<p>アドバイザー契約 (成功報酬型) 料金タイプ①</p>	<p>事前に契約金額を定め、当社に報告した証券口座において発生した利益の、20%に相当する金額を成功報酬とする。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>事前の契約金額の1%に相当する金額(年間)を管理手数料とする。</p>	<p>契約期間中、お客様よりご相談の申し出があった場合に、電話又は対面により随時助言を行います。また、当社ホームページの会員専用サイトの閲覧(閲覧にはID及びパスワードが必要)が可能となります。なお会員専用サイトの更新は随時行います。</p>
<p>アドバイザー契約 (成功報酬型) 料金タイプ②</p>	<p>事前に契約金額を定め、当社に報告した証券口座において発生した利益の、25%に相当する金額を成功報酬とする。</p>	<p>契約期間中、お客様よりご相談の申し出があった場合に、電話又は対面により随時助言を行います。また、当社ホームページの会員専用サイトの閲覧(閲覧にはID及びパスワードが必要)が可能となります。なお会員専用サイトの更新は随時行います。</p>
<p>情報配信サービス 利用契約</p>	<p>毎月20,000円とし、翌月分を前月の末日までに振込又はカード決済にて支払う。</p>	<p>契約期間中、メールによる情報配信を週1回行う。また、当社ホームページの会員専用サイトの閲覧(閲覧にはID及びパスワードが必要)が可能となる。なお会員専用サイトの更新は随時行う。</p>
<p>信託受益権</p>	<p>購入代金の1%に相当する金額を契約時報酬</p>	<p>顧客に対して、対面、電話、メールのいずれかの方法により信託受益権</p>

<p>アドバイザー契約 (成功報酬型)</p>	<p>とする。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>保有期間中、購入代金の0.5%に相当する金額(年間)をアドバイザー報酬とし、四半期毎に徴収する。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>売却時、購入代金の1%に相当する金額またはキャピタルゲインの10~20%を成功報酬とする。</p>	<p>の売買タイミングや資産価値についての助言を行う。助言は、売買のタイミングや、大規模改修等の追加投資の必要時、ローンのリファイナンス時に行う。また四半期毎に保有資産の報告に関するレポートを作成し、対面、電話、メールにて説明を行う。</p>
----------------------------------	--	---

注：報酬額は、すべて消費税を含みます。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込

むことがあります。

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

④ 外国為替証拠金取引

外国為替証拠金取引の額は、その取引について預託した証拠金の額に比べて大きくなります。外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に通貨の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被るおそれがあり、かつ当該損失の額がお客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利が変動する事により、スワップポイントが受取りから支払いに転じる事もあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時交付書面受取日を正式な契約日とし、当該契約日から起算して10日以内であれば、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。ここでいう書面とは、郵送による通知のことであり、メールや電話及びファックスによるクーリング・オフの受け付けは不可とします。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日となります。

③ クーリング・オフ期間中は、報酬の前払いがあるときは全額返金します。お客様に契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生しません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後は、毎月のサービス開始日の前日から起算して10日前までに契約解除の書面等により意思表示することにより、中途での契約解除が可能です。以降の契約は継続しません。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をお支払い頂きます。報酬の

前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金致します。このときお客様に契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生致しません。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
 - ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付け

の媒介、取次ぎ、代理を行うこと

当社の概要

- 1 資本金：1,000 万円
- 2 役員の氏名：代表取締役 坂本 智絵
- 3 主要株主：坂本 智絵
- 4 分析者・投資判断者：米澤 征志
- 5 助言者：米澤 征志
- 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号又はEメールアドレスへご連絡下さい。

電話番号：03-6327-4856

Eメールアドレス：inquiry@craft-investment.com

- 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

- 8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、業務方法書の中に苦情紛争処理に関する規定を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターまでご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、経営コンサルティング業を行っています。

投資顧問契約書（約款）

お客様（以下「甲」という。）と株式会社クラフト（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結する。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾する。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の社債、株式、新株予約権、内外の投資信託、外国為替証拠金取引及び日経平均株価指数の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して契約締結前交付書面に定める方法により助言を行うものとする。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、契約締結前交付書面に記載のとおりとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

（報酬の額及び支払いの時期）

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額及び支払いの方法は契約締結前交付書面に記載のとおりとする。

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、契約締結前交付書面に記載のとおりとする。

(契約書の事項の変更)

第7条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第8条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上